

**公益財団法人アジア・アフリカ文化財団**  
**平成 29 年度 事業計画**  
(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

## はじめに

平成 29 年度は、アジア・アフリカ図書館（社会教育事業）・専門学校アジア・アフリカ語学院（学校教育事業）の運営、人材交流（国際交流事業）及び技能実習生受入れ（国際協力事業）など従来の事業の拡充を図るとともに、三鷹市・三鷹市教育委員会とのパートナーシップ協定に基づく「三鷹市立南部図書館みんなみ」との協働事業（社会教育事業）の充実に努めたい。各事業の推進にあたっては、事業相互の連携の充実に努める。

## 社会教育(アジア・アフリカ図書館)事業

---

### (1) アジア・アフリカ世界の言語・文化・社会に関する蔵書収集及び閲覧・貸出し

デジタルデータによる蔵書登録を継続するとともに、国立情報学研究所の「CiNii Books（サイニイ・ブックス）」に対する当館所蔵図書の登録を進め、学術機関間の相互貸借に貢献する。

### (2) アジア・アフリカ世界の言語・文化・社会に関する文化講座の開催

一般の人々を対象とした「アジア・アフリカを知る集い」を開催する。

### (3) アジア・アフリカ世界の言語・文化・社会に関する調査・翻訳の受託

レファレンスを含めた調査・翻訳の依頼に対応する。

### (4) 三鷹市が「三鷹市立南部図書館みんなみ」を運営するための施設の貸与及び運営への協力

- 郭沫若文庫の所蔵品を三鷹市立南部図書館に無償貸与し、同図書館が市民向けに公開する際、調査研究や展示企画等に協力する。
- 図書の閲覧・貸出しに関する協力関係を強化する。
- 当館を利用する一般市民を念頭においた閲覧・貸出しサービスの拡充と、アジア・アフリカ世界の理解の促進に資する資料の収集を行う。
- 三鷹市立南部図書館主催または同図書館関連団体が主催する国際理解の促進に係る事業の企画及び実施に協力する。

### (5) その他

- 『アジア・アフリカ図書館だより（第3号）』を刊行する。
- 当館閲覧室内における展示企画として「“道”から見たアジア・アフリカ世界」（仮称）を実施する。
- エントランスホールを使用した展覧会を後援する。
- 図書館調査協力者との連携を深める。

## 学校教育(アジア・アフリカ語学院)事業

---

### (1) 日本語ならびにアジア・アフリカの言語・文化・社会に関する教育

#### ① 学校教育法第 124 条に基づく専修学校専門課程の教育

日本語学科においては、外国人学生を対象とした日本語教育及び卒業後の進路指導（進学指導・就職指導）を行う。コースは全日制 1 年、同 1.5 年及び同 2 年の 3 コース。定員 140 名。学生募集については、近年新たに組みこんできた募集地域（インドネシア及びミャンマー）における活動を推進する。

平成 29 年 4 月より新たに設置した日本語教育学科においては、日本人と外国人学生双方を対象に日本語教師養成を目的とした教育を行う。全日制 2 年コース。入学定員 10 名、学科定員 20 名。なお、平成 29 年度の開講が見送られた韓国語学科とインド語学科（各全日制 1 年コース、各定員 20 名）は継続設置し、募集に努める。

#### ② 上記専修学校の附帯教育及び別科

##### a) 個人・法人・自治体・国の機関を対象とした社会人教育

一般社会人を対象としたアジア・アフリカ諸言語の講座や文化講座をグループ及びプライベート形式で実施する。また、法人（企業・官公庁など）からの依頼に応じた語学研修を企画・実施する。

##### b) 在日外国人子弟に対する日本語教育及び学習支援

文部科学省が定義する「日本語の習得を必要とする外国人児童生徒」を主たる対象とした日本語習得及び教科の学習支援を行う。（実施期間：小中学校の夏休み期間中）

### (2) 学生寄宿舎の運営（自己所有及び借り上げ宿舎の運営）

外国人学生寄宿舎「有朋館（ゆうほうかん）」と「青雲公寓（せいいうんこうぐう）」の運営と学校周辺の貸し物件を借り受けて留学生に提供する。

## 国際交流事業(人材交流活動)

---

### (1) アジア・アフリカ世界と日本の人々を対象とした異文化体験の提供

アジア・アフリカ世界の教育関係者及び日本留学希望者を日本に招くプログラムを企画・実施する。

### (2) アジア・アフリカ世界と日本の教育者・技術者などを対象とした人材交流の実施ならびにこれに係る職業紹介

アジア・アフリカ世界における人材募集の情報を収集し、広報するとともに人材のマッチアップに努める。

## 国際協力事業(外国人技能実習生受入れ活動)

---

### (1) 技能実習生に対する職業紹介・受入れ・講習の実施及び技能実習生の実習実施機関に対する指導と監査

- 平成 29 年度は新たな技能実習制度が施行され監理団体は許可制となる。技能実習制度における監理団体であるところの当法人は、本事業を継続すべく、新たに設置される外国人技能実習機構に許可申請を行う。
- 講習実施場所として美浦研修センターの運営を継続する。
- 技能実習生の日本語力のレベルアップを図る取り組みとして、入国後の講習における日本語教育の見直しを行ったうえで、通信教育型のプログラムの開発を図る。なお、前年度に着手した日本語レベル初級者向けの動画教材の製作は中止する。

### (2) アジア・アフリカ世界の日本語教育機関に対する日本語教師の派遣を含めた日本語教育並びに運営に係る支援

- 「日本語教員交流プログラム」を結んでいる海外の教育機関との交流を中心に、日本語教師の海外派遣及び現地日本語教員の受け入れ（教育研修）を行う。
- 平成 29 年 1 月よりミャンマーのタウンジーにおいて業務を開始した「SHAN JAPANESE CENTER (シャン・ジャパニーズ・センター)」を拠点にミャンマーにおける日本語教育普及活動を行う。

以上